

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、市民の所有する飼い犬(以下「犬」という。)及び飼い猫(以下「猫」という。)に対するマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うこと、及び保護収容した犬又は猫を速やかに所有者に返還することを目的として、犬及び猫に対するマイクロチップの装着に要する費用等の一部に対し、予算の範囲内において、西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、西条市補助金等交付規則(平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内の診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。)において、犬又は猫に対するマイクロチップの装着を行おうとする者(法人を除く。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定による登録を受け、かつ、同法第5条第2項の規定による注射済票の交付を補助金の申請日以前の1年以内に受けた犬の所有者であること(犬に対するマイクロチップの装着を行おうとする者に限る。)
- (3) 法第10条第1項に規定する動物の取扱業を営む者に該当しない者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、犬及び猫に対するマイクロチップの装着に要する費用及び環境省のマイクロチップ登録サイトへの登録に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、マイクロチップを装着した犬又は猫1匹当たり2,500円を限度とする。ただし、犬又は猫1匹当たりの算出された額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付する旨の決定にあっては西

条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しない旨の決定にあつては西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更、中止、廃止）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容等の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、変更の承認にあつては西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、中止又は廃止の承認にあつては西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金（中止・廃止）決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、犬又は猫に対するマイクロチップの装着完了後速やかに、西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 領収書（領収日、申請者氏名、装着内容及び診療施設名が記載されたもの）の写し又はこれに代わる書類の写し

(2) マイクロチップデータ登録証明書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を交付決定者に規則第12条の2の補助金等確定通知書により通知するものとする。

2 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金請求書（様式第8号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による補助金の返還の命令は、西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

(手術に伴う責任)

第10条 マイクロチップの装着に係る手術により、申請者と第三者との間で生じた問題については、申請者の責任において処理するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住所

氏名

㊞

電話番号

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付申請書

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

また、市が補助金の交付に係る審査に当たり、登録、住所及び市税の納付状況について、調査することに同意します。

1 対象となる犬又は猫の情報

種別	犬 ・ 猫	性別	オス ・ メス						
			大・中・小			毛 色			
名 前		体 系							
鑑札番号 (犬のみ)						注射済票番号 (犬のみ)			

2 補助金交付申請額

マイクロチップ装着経費 ①	円
環境省のマイクロチップ登録サイト登録経費 ②	円
補助対象経費 ① + ②	円
交付申請額	円

様式第2号（第5条関係）

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金について、次の条件を付けて、 年度において補助金 円を交付する。

年 月 日

西条市長



条件

- 1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 マイクロチップの装着を行った犬又は猫について、環境省のマイクロチップ登録サイトへの登録を行うこと。
- 3 事業完了後又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。
- 4 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。
- 5 西条市補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 6 5により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。
- 7 6により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 8 6により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

西条市長



西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金に対し、次の理由により不交付とする。

不交付とする理由	
----------	--

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住所

氏名 ㊟

電話番号

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付変更（中止・廃止）申請書

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり変更（中止・廃止）を申請します。

また、市が補助金の交付に係る審査に当たり、登録、住所及び市税の納付状況について、調査することに同意します。

1 対象となる犬又は猫の情報

種別	犬 ・ 猫	性別	オス ・ メス						
			大・中・小			毛 色			
名 前		体 系							
鑑札番号 (犬のみ)						注射済票番号 (犬のみ)			

2 補助金交付申請額

マイクロチップ装着経費 ①	円
環境省のマイクロチップ登録サイト登録経費 ②	円
補助対象経費 ① + ②	円
交付申請額	円

様式第5号（第6条関係）

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金について、申請のとおり承認し、次の条件を付けて、年度において補助金 円を補助金 円に変更交付する。

年 月 日

西条市長



条件

- 1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- 2 マイクロチップの装着を行った犬又は猫について、環境省のマイクロチップ登録サイトへの登録を行うこと。
- 3 事業完了後又は交付の決定に係る会計年度終了時に実績報告書を提出すること。
- 4 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがある。
- 5 西条市補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 6 5により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。
- 7 6により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 8 6により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

西条市長



西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付けで廃止（中止）申請のあった西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金について、申請のとおり承認する。

年 月 日

西条市長 殿

住所

氏名

㊞

電話番号

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金実績報告書

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 対象となる犬又は猫の情報

種別	犬 ・ 猫			性別		オス ・ メス					
名 前				体 系		大・中・小		毛 色			
鑑札番号 (犬のみ)							注射済票番号 (犬のみ)				

2 マイクロチップ装着に係る情報

装着実施日	年 月 日
装着病院名	
装着経費①	円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 環境省のマイクロチップ登録サイトへの登録に係る情報

登録完了年月日	
個体識別番号	
登録経費②	円

4 補助金交付申請額

マイクロチップ装着経費 ①	円
環境省のマイクロチップ登録サイト登録経費 ②	円
補助対象経費 ① + ②	円
交付申請額	円

添付書類

- 1 領収書（領収日、申請者氏名、装着内容及び診療施設名が記載されたもの）の写し又はこれに代わる書類の写し
- 2 マイクロチップデータ登録証明書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

西条市長 殿

住所

氏名

㊞

西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金請求書

請求額 _____ 円

上記金額を 年 月 日付け 第 号による西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金として請求します。

振込口座

金融機関	金融機関名			
	支店・支所名			
	分類	普通・当座	口座番号	
	(ふりがな) 口座名義			
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	
	(ふりがな) 口座名義			

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、通知します。

記

1 交付決定額	
2 取消額	
3 取消理由	

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付を取り消した西条市犬猫へのマイクロチップ装着費補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 返還命令額	
2 返還期限	
3 返還方法	